

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年1月14日開催（日本証券業協会）]

## 1. 資産運用立国に向けた取組の全体像について

- 政府においては、四半世紀にわたるデフレ経済から脱却し、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」への移行に向けて様々な取組を進めており、こうした動きを金融面で支えようとするのが資産運用立国の取組である。
- 総理大臣や金融担当大臣からもこの資産運用立国の取組を引き続きさらに力を入れて発展させると御発言があったように、金融庁としても、その方針に沿って、この資産運用立国の取組が着実に進展していくよう、引き続き注力をしていきたい。
- これまでも、資産運用立国の取組として、新 NISA の導入や金融経済教育の強化、資産運用業やアセットオーナーシップの改革、コーポレートガバナンス改革の推進などを行い、手応えのある形で「貯蓄から投資へ」の流れが進んできていると感じている。金融庁としてはこの力強いモメンタムを決して失うことのないよう、社会経済の変化に対応しつつ、取組を進めていきたい。
- 各証券会社においては、資本市場の仲介者として、成長性のある企業の資金調達を支えるとともに、家計の安定的な資産形成を促進する担い手として、資産運用立国の推進に向けた諸施策を引き続き進めていく上で、大きな役割を果たすことを強く期待している。
- 今後も、新しく投資を始められる方の増加が見込まれるところ、長期積立分散投資への理解の浸透を含め、各証券会社においては、国民の皆様が安心して資産形成を行える環境の整備を引き続きお願いしたい。
- 金融庁としても、こうした環境整備を進めるべく、金融事業者顧客等の最善の利益を勘案しながら誠実かつ公正に業務を遂行することを義務付ける法令化や、顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するためのガバナンスであるプロダクトガバナンスの観点から「顧客本位の業務運営に関する原則」を改訂し、昨年9月に最終化・公表を行っている。
- プロダクトガバナンスについては、販売会社と組成会社との間での建設的

なコミュニケーションが行われ、製販全体として対応いただくことが非常に重要である。各証券会社においては、原則の趣旨を御理解の上、自らの創意工夫のもとで、より良い商品の提供に向けて取り組んでいただきたい。

## 2. 顧客対応について

- 2024年4月、改正障害者差別解消法の施行により、事業者は障害者から社会的障壁の除去を求められた場合に、過重な負担にならない範囲で、求めに応じた対応（＝合理的配慮の提供）を行う義務が課された。これを受け、金融庁においても、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」及び監督指針を改正するとともに、日本証券業協会からの依頼を受け、協会の研修動画で金融庁職員が講師として説明を行っている。
- 例えば、口座開設における視覚障害者や自筆困難者等の代筆に係る手続きに関して、自筆困難者等の要望を受けて、本人の意思確認を適切に行った上で、上席者の確認や上席者の同席を伴う、録音を行う等の対応を講じた上で職員が代筆を行うことは合理的配慮に該当すると考えられる。
- 障害者差別解消法や金融庁が定める指針の趣旨を踏まえ、内部規程等の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力の向上に努め、引き続き、利用者の利便向上に向けた取組、障害者等に寄り添った対応をお願いしたい。

## 3. NISA 利用状況調査結果について（2024年9月末）

- 2024年9月末時点のNISA口座数は約2,509万口座、総買付額は合計約49.0兆円となった。2024年1月から9月までの間、2023年の同時期と比較して、口座数は約2倍のペースで、買付額は3倍以上のペースで増加しており、今や18歳以上の国民の4人に1人に、NISA口座を保有いただいている。
- 引き続き、繰り返しになるが、国民の皆様が、安定的な資産形成のひとつの選択肢として、新NISA制度を適切に活用できるよう、金融機関におかれては、わかりやすく丁寧に周知・広報を行うとともに、顧客本位の業務運営を徹底いただきたい。

<周知・広報を行う上での留意点>

利用者が資産形成に踏み出す前提として、以下の内容を適切に理解できるような周知・広報を行うこと。

- ・ 利用者自身が、各々のライフプランやライフステージを踏まえ、どのような資金ニーズが発生するか、それに対応してどのような資産形成が必要かをよく考えることが重要であること。
- ・ 長期・積立・分散投資の意義と同時に、投資には、様々なリスクや元本割れのおそれもあること。
- ・ 資産形成に取り組むに当たっては、NISA 以外の選択肢も含め、様々な方法や制度を適切に組み合わせて活用することが重要であること。

#### <顧客対応を行う際の留意点>

顧客本位の業務運営を徹底し、特に以下の内容を踏まえて対応すること。

- ・ 顧客ニーズやリスク許容度の確認
- ・ 提案・販売する商品の特性や注意点等に関する丁寧な説明
- ・ 販売後のフォローアップ等

#### 4. 令和7年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和7（2025）年度税制改正要望においては、
  - ・ 「資産所得倍増プラン」・「資産運用立国」の実現
  - ・ 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
  - ・ 安心な国民生活の実現として、保険関連などの項目を要望した。
- その結果、2024年12月20日に公表された与党税制改正大綱においては、
  - ・ NISAの利便性向上等
  - ・ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。
- NISAの利便性向上等については、金融機関変更時の即日買付が可能となる

ほか、つみたて投資枠で投資可能なETFに係る要件について、従来の買付方法（定額買付）に加えて、設定金額内で取得可能な最大口数での買付が可能となる。こうした買付方法の柔軟化を通じ、より多様な商品の提供が実現することを期待したい。

- 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置については、会社員の企業型 DC・iDeCo 全体の拠出限度額が、賃金の伸びを踏まえ 7,000 円引き上がり、iDeCo の拠出限度額は最大で約 3 倍になることとなった。また、自営業者の iDeCo 等の全体の拠出限度額も同様に 7,000 円引き上がることとなった。
- なお、「NISA 口座の開設後 10 年経過時等に金融機関が行う顧客の所在地等の確認」については、「金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないよう実効性のある代替策の検討を含め、そのあり方の検討を行う」と記載されている。
- 引き続きしっかりと検討・議論すべき事項も残っており、今後、これらの事項について、必要な取組を行っていきたい。

#### 5. 「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」について

- 2024 年 11 月 22 日、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、「国民の安心・安全と持続的成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」が策定された。
- 今回の総合経済対策では、①「日本経済・地域経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」、②「物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～」、③「国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～」の三つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられた。
- 金融庁関連としては、
  - ・ 「資産運用立国」の実現に向けた、コーポレートガバナンス改革の推進や、「金融・資産運用特区」のプロモーションや「Japan Weeks」を通じた日本市場の魅力発信、J-FLEC 等と連携した地域の金融経済教育の充実のほか、

- ・ プロ投資家に対する非上場株式の勧誘における規制の見直しやインパクト投資の更なる普及・浸透等を通じた、スタートアップの資金調達支援のための環境整備、
  - ・ レビキャリ（REVIC の人材プラットフォーム）の活用による大企業人材と地域の中堅・中小企業のマッチングの促進、
- などの施策が盛り込まれている。

○ 金融庁としては、こうした取組を通じて、日本の持続的な経済成長に貢献できるよう、しっかりと取り組んでいく。各金融機関においても、御理解・御協力をお願いしたい。

## 6. Japan Fintech Week 2025 開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025年3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催する。
- 2024年3月に初開催した際には、官民様々な団体による関連イベントが開催され、国内外から延べ13,000人以上の方に参加いただいた。今回は、新たに運営に加わっていただくFintech協会とも連携し、更なるコンテンツ拡充等を通じて、金融機関やフィンテック事業者、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出したい。
- 生成AIなどテクノロジーの進展には目を見張るものがあり、金融庁としては、潜在的なリスクに対応いただきつつも、「チャレンジしないリスク」も踏まえて、イノベーションの実現に向けて各金融機関に積極的に取り組んでいただきたい。開催期間中は、その一助となるよう、AIやデジタル資産、資産運用立国、送金・決済、コンプライアンスの高度化等をテーマに多面的な議論とネットワーキングを行う予定である。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトですぐ更新していく。経営層から現場担当者レベルまで様々な方に訴求するコンテンツを用意しており、各金融機関においては、是非足を運んでいただきたい。

(参考) Japan Fintech Week 2025 概要

- 日時：2025年3月3日～7日【コアウィーク】
- 会場：都内各地、各地方都市で開催予定

- 主催：金融庁、一般社団法人 Fintech 協会
- ウェブサイト：

<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2025/index.html>

(参考)：FIN/SUM 概要

- 日時：2025 年 3 月 4 日～7 日 [4 日間] 9:00-18:00
- 会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）
- 主催：金融庁・日本経済新聞社
- ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- チケット登録：2025 年 1 月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始予定

## 7. 「認知症施策推進基本計画」を踏まえた取組について

○ 2024 年 12 月 3 日に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号）に基づいて、認知症施策の総合的かつ計画的な推進に向けた「認知症施策推進基本計画」が閣議決定された。同基本計画においては、

- ・ 認知症サポーターの養成促進、
- ・ 認知症の人にとって利用しやすいサービスの開発・普及の促進、
- ・ 認知症高齢者を標的とする特殊詐欺等、消費生活における被害を防止するための啓発

等が盛り込まれている。

○ 各金融機関においては、2019 年に策定された「認知症施策推進大綱」等を踏まえた従来の取組に引き続き、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう」にするという同法の目的を踏まえ、認知症の方に寄り添った金融サービスの提供等に努めていただきたい。

## 8. クライメート・トランジション利付国債について

○ 2024 年 2 月より、世界初の国によるトランジション・ボンドとして「クライメート・トランジション利付国債」（CT 国債）が累次発行されており、幅広い投資家から受け入れられたものと評価している。また、既に相当数の投資家が、自社のウェブサイト等において、CT 国債に投資した旨を表明しているものと認識している。

- CT 国債は、世界の中でもパイオニアとなる取組であり、政府としても一丸となって取り組んでいる。各金融機関においても、CT 国債を購入した場合にはその旨を自社ウェブサイト等で開示していただくと、社会全体のグリーン・トランスフォーメーション（GX）への機運を高める観点からも有意義と考えている。

## 9. フィッシング対策について

- 2023 年におけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害総額は、それぞれ 5,578 件、約 87.3 億円であり、過去と比べて急増している。足元、2024 年上半期においては、被害件数 1,728 件、被害総額約 24.4 億円となり、被害は高止まりしている。また、フィッシング攻撃による被害は、預金取扱金融機関に限ったものではなく、それ以外の金融機関の顧客に対しても発生している。
- 金融庁は、警察庁とも連携し、一般利用者向けに注意喚起を行っているほか、金融機関に対して、累次にわたりフィッシング対策強化の要請を行ってきた。政府としても、2024 年 6 月の「国民を詐欺から守るための総合対策」(※1)において、フィッシング対策の強化の方策として、「送信ドメイン認証技術（DMARC (※2)) への対応促進」を始め、「フィッシングサイトの閉鎖促進」や「パスキー (※3) の普及促進」を掲げている。

※1 国民を詐欺から守るための総合対策（2024 年 6 月 18 日、犯罪対策閣僚会議）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/240618/honbun.pdf>

※2 DMARC (Domain-based Message Authentication, Reporting, and Conformance):SPF・

DKIM の認証結果を利用し総合的に送信ドメイン認証を行う技術。受信したメールが正規の送信元から送られてきたかを検証できる技術の一つ。ドメイン管理者は、認証に失敗したメールの取扱いを送信側でポリシー（DMARC ポリシー）として宣言できる。これにより、なりすまされているメールは受け取らない、といった強いポリシーを受信側に伝えることができるようになる。

※3 パスキー:パスワードが不要な認証技術。フィッシングサイト等の正規サイト以外のウェブサイトにおいては、認証が機能しないといった観点から認証技術の漏えいリスクを低減できる効果があるとされている

- こうした足元の状況や「総合対策」を踏まえ、2024年12月24日、金融庁は警察庁と連携し、業界団体を通じ、各金融機関に向け、フィッシング対策の強化を求める要請文を発出した。
- 各金融機関においては、これまでもフィッシング対策の強化を推進してきたものと承知しているが、フィッシングの手口がますます巧妙化している状況も踏まえ、被害が発生してから対策を講ずるのではなく、あらかじめ対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合には、経営陣自らの問題としてしっかり対応していただきたい。

#### 10. 「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」の開催について

- 2025年1月から、日本証券業協会を始めとする各業界団体や外部有識者から御協力いただきながら、「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」を開催する。
- 本懇談会では、段階別評価の水準感や定義等について議論を行い、業態横断的な共通認識の形成を目指したい。
- また、本懇談会を通じて、信用を前提とする金融機関全体の内部監査水準の向上を促し、国内外のステークホルダーの信頼確保に資するような目線を提示するとともに、金融セクター以外の事業会社や海外金融監督当局も活用できる目線を提供していきたい。
- 実効性ある内部監査は、金融機関が持続的に適切な金融仲介機能を発揮していく上で不可欠な前提である。そのため、経営陣等は、内部監査の重要性・有用性をより強く認識した上で、これまで金融庁が紹介した取組事例も参考にしつつ、自金融機関の規模・特性に応じたような内部監査を目指すのかを議論し、高度化に向け不断の取組を進めていただきたい。

#### 11. 8月の市場変動に係る分析について

- 2025年1月8日に、『FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集-(2025.1) vol.1』を公表し、2024年8月上旬の日本株市場の相場変動に関する分析を紹介している。

- 急激な相場変動が起こるメカニズムを解明し金融システムに対するリスクを評価することは、金融機能の安定のためにも重要である。これにくわえて、今回のレポートでは、日経平均先物取引の注文・取引明細データを用いて、当時の市場の需給の偏り、主体別の取引集中度、価格変動への影響度、流動性等について分析を行っている。市場関係者への参考にしていただきたい。
- 今後も、高粒度データの利用も含めて、株式市場等の実態把握や分析に取り組んでいく。

## 12. マネー・ローンダリング（マネロン）等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について

- マネロン等対策については、各金融機関において 2024 年 3 月末の期限までに整備した基礎的な態勢の実効性を高めていくことが重要であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（マネロンガイドライン）では、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。
- 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や事例を公表すべく準備を進めている。
- 公表は 2025 年 3 月頃を目指しており、今後パブリックコメントに付す予定である。
- 経営陣においては、マネロンガイドラインで求めている有効性検証について金融庁の公表物を待つことなく、リスクに応じて段階的に着手する必要があると認識し、対応を進めていただきたい。

## 13. サイバー安全保障について

- 2024 年 6 月から 11 月にかけて、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が内閣官房において開催され、2024 年 11 月 29 日に同有識者会議の提言が示された。

※ 「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber\\_anzen\\_hosyo/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html)（内閣官房ウェブサイト）

- 今後、本提言を受けた制度整備に当たり、政府全体の取組の中で、金融庁としても業界とよく意見交換してまいりたい。

#### 14. IOSCO 代表理事会の開催について

- 2024年11月7日に、証券監督者国際機構（IOSCO）の代表理事会がスペイン・マドリードで開催された。今回合会においては、サステナブルファイナンスやフィンテック、ノンバンク金融仲介（NBFI）、投資家保護など多岐にわたって議論が行われ、様々な最終報告書や市中協議文書の公表が承認された。

- 後日、複数の市中協議文書（※1）が公表されたが、日本証券業協会に關係するもののうち、特に①プリヘッジの市中協議文書及び②オープンエンド型ファンド（OEF）を中心としたファンドの流動性リスク管理（※2）について触れたい。

（※1） 具体的には、上記以外に（1）フィンフルエンサー、（2）オンライン模倣取引慣行（コピー取引、ミラー取引、ソーシャル取引）、（3）デジタルエンゲージメント・プラクティス、に係る市中協議文書が2024年11月19日に公表済み

（※2） 市中協議文書「集団投資スキームの流動性リスク管理に関する勧告（改正版）」、及び市中協議文書「流動性リスク管理に関する勧告の効果的な実施のためのオープンエンド型ファンドに係るガイダンス」（2024年11月11日公表）

- ①プリヘッジの市中協議書は、マーケットメーカーが顧客に価格提示を行う際、取引が成立する前にヘッジ取引を行うことについての勧告をまとめたもの。勧告の内容は、プリヘッジに係る規程と手続きの整備、プリヘッジを行うことについての明確な開示、顧客からの事前同意の取得等である。証券会社の業務運営に影響を及ぼしうるので、日本証券業協会においても、その内容についてご検討いただきたい。

- ②ファンドの流動性リスク管理に係る市中協議文書は、主に、2023年12月に金融安定理事会（FSB）やIOSCOが公表した最終報告書（※3）を考慮し、2018年に公表した流動性リスク管理に係る勧告等（※4）を見直すもの。

（※3） FSB「オープンエンド型ファンドにおける流動性ミスマッチがもたらす構造的脆弱性への対応にかかる政策提言（改正版）」及びIOSCO「希釈化防止のための流動性管理ツール：『集団投資スキームの流動性リスク管理に関する提言』の有効な実施のためのガイダンス」

(※4) 「[集団投資スキームの流動性リスク管理に関する勧告]」及び「オープンエンド型ファンドの流動性とリスク管理 - グッドプラクティスと検討課題」

- FSB 及び IOSCO は、メンバー法域における流動性リスク管理の整備状況に関するストックテイクを 2026 年末までに行う予定。本件への対応につき、一義的には投資信託協会が担当していると承知しているが、国内実施に向けて、日本証券業協会においても引き続きの対応をお願いしたい。

#### 15. FSB 移行計画ワーキンググループ (TPWG) によりまとめられたレポートの公表について

- 近年、企業（金融機関及び非金融機関）が気候関連リスクの戦略と管理を明確にするためのツールとして、移行計画への関心が高まっている。移行計画は、ステークホルダーが企業の気候変動及び移行へのアプローチについて情報を得るためにも活用されている。
- 金融安定理事会（FSB）に設置された移行計画ワーキンググループ（TPWG: Transition Plan Working Group）においては、金融庁のチーフ・サステナブルファイナンス・オフィサーの池田議長の下、金融当局の観点から金融安定との関連性について、業界へのアウトリーチの結果も踏まえつつ議論を行ってきた。今般、報告書を取りまとめて公表することとなったため、御紹介したい。
- 本報告書は、何らかの勧告を行うことは目的としておらず、移行計画の目的や現在の業界の慣行、各国の金融当局による利用の状況を整理し、金融の安定性の評価に移行計画を利用することの限界と課題、可能性について検討した結果をまとめたものである。
- 本報告書は FSB ウェブサイトで近々公表される予定であり、金融庁ウェブサイトにも掲載を予定している。詳細は本文を参照願いたい。

#### 16. 令和 6 年 12 月 28 日からの大雪にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和 6 年 12 月 28 日からの大雪にかかる災害等に関し、青森県内に災害救助法が適用されたことを受け、東北財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。

- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

#### 17. 金融機関の不祥事案について

- 最近、金融市場・金融機関の信頼を揺るがしかねない事案が金融庁も含めて相次いで生じていることについて深刻に受け止めている。
- 顧客からの信頼は各金融機関にとっても最大の経営資本というべきものであり、国民の皆様が安心して金融サービスを利用できるよう、経営陣の主導のもと、改めて内部管理体制の整備や社員教育の徹底など、不断の取組を全力で進めていただきたい。

(以 上)